

公 告

豊後大野市民病院に設置してある自動販売機について、一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 9 月 11 日

豊後大野市病院事業管理者 木下 忠彦

1. 入札物件

入札物件は別表「貸付物件一覧表」のとおりとする。

2. 設置条件等

(1) 契約について

地方公営企業法施行令第 26 条の 5 の規定に基づき、行政財産の一部を貸し付けることとし、賃貸借契約とする。

(2) 貸付期間

平成 29 年 11 月 1 日～平成 32 年 10 月 31 日

(3) 設置自販機の種類

清涼飲料水の自販機

(4) 設置者の費用負担

①貸付料

貸付料の総額（契約金額）は、落札価格に契約月数を乗じ、建物の貸付については、消費税相当額を加えた金額（落札価格×36ヶ月×1.08）となり、土地の貸付については、消費税相当額は加えない。

なお、年度ごとの貸付料は豊後大野市民病院が発行する納付書により豊後大野市民病院が指定する期日までに全額を一括納付すること。

②電気料

電気使用料金は実費負担となり、設置する自販機には電気の使用量を計る子メーターを設置すること

電気使用料は、豊後大野市民病院が算定した額とする。

なお、納入期限については豊後大野市民病院が毎月発行する納付書によるものとする。

③設置費等

自販機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担とする。

(5) 自販機の設置について

①本体規格については、物件の貸付寸法以内のものとする。

②自販機の設置にあたっては、耐震対策（転倒防止）を行うこと。その際は、できる限り施設等の躯体に負担のかからない方法で安全に設置すること。

(6) 自販機の機能について

- ①自販機の機種は、省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率の良い自販機を設置すること
- ②自販機窃盗被害の発生防止のため、防犯対策等を講じること
- ③真空断熱材が採用されている機種とすること。
- ④ノンフロン対応機とすること。
- ⑤設置する自販機は、原則として誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの機種を設置すること。
- ⑥災害や緊急事態の発生で停電時になったときに対応する災害救援ベンダーを搭載した機械を設置すること。

(7) 維持管理について

①フルオペレーション

自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置事業者の責任において行うこと。

②容器の回収

販売する飲料の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを自販機横に設置する等、適切に回収・リサイクルすること。

③搬入・搬出

商品の搬入、使用済容器の回収時間及び経路については、医事・経営課経営係保守担当と協議のうえ、決定すること。

④衛生管理

賞味期限に注意する等、販売製品の品質管理に万全を尽くすこと。

⑤緊急連絡先

自販機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置業者の責任において対応すること。また、設置する自販機には、故障等が発生した際の連絡先を明示しておくこと。

⑥販売価格

販売品の売価は、設置事業者により任意に設定すること。ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないこと。

⑦販売実績の報告

設置事業者は1カ月の販売実績(自販機1台ごとの販売本数及び金額)を集計し、翌月15日までに豊後大野市民病院医事・経営課経営係に販売実績報告書(任意の様式)を提出すること。

(8) 禁止事項

- ①貸付物件を自販機設置以外の用途に使用することはできない。
- ②自販機設置の権利については、第三者に譲渡・転貸、又は他の権利を設定することはできない。
- ③貸付期間中は、自販機全部の販売を継続すること。貸付物件の一部の販売を中止することはできない。
- ④酒類の販売は行うことができない。

(9) 原状回復

設置事業者は、貸付物件を貸付期間が満了する日までに、契約が解除された場合は豊後大野市民病院が指定する日までに、原状に回復すること。

なお、設置事業者は原状回復に要した費用、設置に伴い要した費用、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても豊後大野市民病院に対して補償を請求することができない。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

3. 入札及び開札の日時

日 時 平成29年10月13日(金) 10:00～

場 所 豊後大野市民病院 会議室①

4. 入札参加申込期間等

申込期間 平成29年9月11日(月)～平成29年9月29日(金)

※ 土・日・祝日を除く

申 込 豊後大野市民病院 医事・経営課 経営係

※ 電話・郵送による申込はできない。

5. 入札参加資格要件

入札参加者は、次のすべての要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 個人の場合は豊後大野市内に住所を、法人の場合は豊後大野市または近隣の市に本店又は支店・営業所を有していること。
- (2) 過去3年間において、自販機設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)の実績を有していること。

(3) 次の各号に該当する者は入札に参加できない。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められる者。
- ②市税を滞納しているもの。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者。
- ⑤暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

6. 入札参加の申込方法等

(1) 申込方法

入札参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）のうえ、申し込みに必要な書類を添えて受付期間内に豊後大野市民病院医事・経営課経営係まで直接持参すること。

(2) 提出書類

- ①入札参加申込書（第1号様式）
- ②市税完納証明書
- ③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ④誓約書（第2号様式）
- ⑤販売予定品目一覧表（第3号様式）
- ⑥設置予定自販機の仕様が分かる資料
- ⑦上記「5. 入札参加資格要件（2）」の実績を証明する書類（任意様式）

(3) 質問および回答

ア 提出方法 別紙質問書を豊後大野市民病院医事・経営課経営係まで直接持参するか、郵送、FAXにより提出すること。なお、口頭、電話及び電子メールによるものは受付はできない。

イ 提出期限 平成29年9月19日（火）午後5時まで

ウ 回答方法 提出したものに対して、平成29年9月22日（金）までにFAXまたは電子メールにより回答する。

7. 入札

(1) 入札時に持参するもの

- ①入札参加申込書の写し（申し込み受付時に渡す。）
- ②実印
- ③法人の場合は、代表者印を持参すること。
なお、代理人が入札する場合は、代表者印を押印した委任状と、代理人の認印が必要。
- ④入札書

(2) 入札の方法

- ①入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出すること。
- ②入札書に記載する入札金額は、1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額は加算しない金額）を記載すること。

③入札は、代理人に行わせることができる。この場合は、当該代理人をして、委任状を提出すること。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効となる。

- ①入札者として資格の無い者のした入札
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③2 通以上の入札書を提出した者の入札
- ④入札金額を訂正した入札
- ⑤入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑥前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

8. 再度入札

(1) 再度入札

- ①開札をした場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- ②再度入札の回数は、1 回以内とする。

9. 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、豊後大野市民病院が定める予定価格以上の価格をもって入札した者とする。
- (2) 設置事業者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて設置事業者を決定する。
この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない豊後大野市民病院職員がくじを引く。

10. 契約の締結

設置事業者に決定した者は、以下の手続きを行うこと。

- (1) 行政財産貸付申請書（当院様式）を提出すること。
- (2) 設置場所における自販機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出すること。
- (3) 設置事業者は、決定の通知を受けた日から7日以内に賃貸借契約書を締結を行うこと。
 - ①貸付契約は、総価（落札金額×36 か月×1.08）で行う。
 - ②本件契約締結に関して必要な費用（印紙税等）は、落札者の負担となる。
 - ③印紙税の取り扱いについて、建物の貸付の場合、収入印紙は必要はない。
 - ④本件契約を締結しない場合は、落札は取り消しとなる。

11. 災害協定について

病院と設置事業者は、別紙「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」を締結するとします。

12. その他

- (1) 本募集要項に定めるもののほか、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、豊後大野市財産規則、豊後大野市契約規則、その他関係法令の定めるところによる。

(2) 本件入札に関する問い合わせ先
豊後大野市緒方町馬場 276 番地
豊後大野市民病院 医事・経営課 経営係 保守担当
☎ 0974-42-3121 (内線 5230)